



あんしん生活サポートセンターは、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けて
いくため、困りごとや不安に感じることなど
相談に応じる窓口です。
お気軽にご相談ください。



受付時間
午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日・年末年始は除きます)

お問い合わせ先

社会福祉法人
 津別町社会福祉協議会

津別町あんしん生活サポートセンター

ほんと

直通電話・FAX 0152-77-6211

〒092-0235 網走郡津別町字幸町27番地2

津別町あんしん生活サポートセンターは、津別町から委託を受けた社会福祉協議会が運営しています。

津別町あんしん生活
サポートセンター

ほんと

あんしん生活サポートセンターは
判断能力が十分ではない方が
住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように
「成年後見制度」などの利用をお手伝いします。



こんなことで
困っていませんか

- ひんぱんな訪問販売や悪徳商法の被害を受けている
- 物忘れがあり、財産管理がうまくできない
- 年金が本人のために使われていない
- 成年後見制度についてくわしく知りたい
- 成年後見制度等の申立て手続きがわからない

 社会福祉法人 津別町社会福祉協議会

成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な方々は、財産や金銭管理、さまざまな法的手続きを行うことが難しい場合があります。この方の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が「成年後見制度」です。

こんな時はご相談ください。

自分で
お金の管理が
できない



認知症が進み金銭の管理や財産管理ができなくなっています。家族が代わりに銀行に行ったら後見人をつけるように言われました。



ひとり暮らしで軽度の認知症があり、訪問販売で高額な商品を購入しています。なんとか悪徳商法の被害にあわないようにしたい。

悪徳商法
の被害に
あっている



相続財産の
手続きを
したいけど

親が亡くなり、遺産相続するのですが、本人は重い障がいがあり手続きができないので、後見人が必要と言われたのですが…。



子どもには知的障がいがありますが、親である自分以外に頼れる身内はいません。親亡きあとの、子どもの将来のことが心配です。

親族の
支援が受け
られない



法定後見制度

本人やご家族などが家庭裁判所に申立し、後見人等が選任されます。

判断能力により次の3種類になります。

後見

常に判断能力を欠いており、日常の買い物なども一人では難しい人

保佐

判断能力が著しく不十分で、日常の買い物は一人ではできるが、重要な財産の管理・処分などは難しい人

補助

判断能力が不十分で、重要な財産の管理などを一人ですることが不安な人

あんしん生活サポートセンター ほっとが行う事業



広報・普及啓発業務

成年後見制度などに関する情報発信、講演会や研修会の開催など町民や関係機関の方々に幅広く広報・普及啓発を行います。

相談・申立て業務

電話や窓口で、成年後見制度などの利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。また、成年後見制度が必要な場合は、申立ての支援を行います。



市民後見人育成業務

市民後見人を養成するため研修会を実施します。研修を修了した方には後見人候補者として登録いただき、家庭裁判所へ推薦します。市民後見人には、弁護士などの専門職からアドバイスを受けられるなど活動支援を行います。

法人後見業務

家庭裁判所の決定に基づき、社会福祉協議会が法人として後見業務を受任します。市民後見人として登録された方は、法人後見支援員として社協専門員と一緒に活動を担うこともできます。

日常生活自立支援事業

判断能力が低下した方で、契約内容が理解できる方に対し、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類等預かりサービスを行います。

任意後見制度

本人の信頼のおける人に判断能力が衰えた後の処理を委任し、公証人役場で任意後見契約を結びます。判断能力が衰えてきたときに家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」のもとで、任意後見人による支援を受ける制度です。